

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回豊中市子ども審議会		
開催日時	令和5年(2023年)3月14日(火) 15時～16時30分		
開催場所	豊中市役所別館3階	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども政策課	傍聴者数	1名
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野委員(会長)、中橋委員(副会長)、安家委員、植村委員、浦委員、河本委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、佐々木委員、赤銅委員、武市委員、伴野委員、藤岡委員、望月委員、吉野委員	
	事務局ほか	<p><子ども未来部> 山口子ども未来部長、厚東次長兼子ども政策課長、太田参事 子ども政策課：島田主幹、山内主幹、石原課長補佐、内田係長、田島主事、根尾職員 子ども事業課：大和主幹 子ども相談課：藤田課長、出口主幹、児童発達支援センター高所長、子育て支援センターほっぺ岡井所長、小林課長補佐 子育て給付課：橋本課長</p> <p><都市経営部> 経営計画課：森田課長</p> <p><都市活力部> 魅力文化創造課：小林課長補佐(代理出席)</p> <p><市民協働部> くらし支援課：佐藤副主幹(代理出席)</p> <p><福祉部> 障害福祉課：酒井課長</p> <p><健康医療部> 松浪次長兼母子保健課長</p> <p><教育委員会事務局> 教育総務課：田上課長 学校教育課：田中課長 児童生徒課：杉山課長 学び育ち支援課：岡本課長 中央公民館：弘中館長 教育センター：森所長</p>	

<p>議 題</p>	<p>【審議案件】</p> <p>1. 令和3年度子育て・子育て支援の取組みに対するご意見と市の回答について</p> <p>【報告案件】</p> <p>2. 第3期障害児福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果について（報告）</p> <p>3. はぐくみセンターの設置について（報告）</p> <p>【その他】</p> <p>4. その他</p> <p>（1）義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会開催状況（報告）</p> <p>（2）子育て支援センターほっぺ南部分室の開設について</p> <p>（3）豊中市みんなが子育て応援団（子育て世帯外出支援事業）について</p> <p>（4）とよなかイクボスの推進について</p> <p>（5）とよなかっ子スマイルについて</p> <p>（6）事務連絡</p>
<p>審議等の概要 (主な発言要旨)</p>	<p>別紙のとおり</p>

令和4年度第2回豊中市子ども審議会（会議概要）

日 時：令和5年（2023年）3月14日（火） 15：00～

場 所：豊中市役所別館3階

出席者：小野委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、植村委員、浦委員、河本委員、
神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、佐々木委員、赤銅委員、武市委員、
伴野委員、藤岡委員、望月委員、吉野委員

欠席者：伊藤委員、許委員、星屋委員

○事務局

ただ今から、令和5年度第2回豊中市子ども審議会を開催します。

<資料確認>

○事務局

会議に入る前に、お1人委員に交代がありましたのでご紹介いたします。
社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 副会長の赤銅委員です。
それでは、会議に入っていきたいと思います。

○会長

本日は審議案件が1件、その他報告案件が2件あります。
事務局の説明の後、皆様から質問や意見をいただきます。
本日の委員の出席状況及び傍聴者の状況について事務局から報告をお願いします。

○事務局

本日、合計委員定数20名のうち、14名の委員の皆様が出席しています。後ほど遅れ来る委員がいらっしゃいます。
従いまして規則で定める会議の開催要件である過半数を超えていますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。
また、本日の審議会は、1名の方が傍聴を希望しています。

○事務局

<案件1 説明>

○会長

質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

資料の1-4について、裏面の小学生向けのアンケートで、「うれしいことや悲しいことがあった時にお話できる大人はいますか」という質問に対して、誰もいないと回答した子どもの割合はわかりますか。

また、表面の「市有施設における子どもの居場所づくりを進めるため」というところについて、市のホームページから豊中市内に市有施設で、子どもの居場所がどれだけあるの

かを検索しましたところ、中部、南部には数がありますが、北部は東丘の方に1ヶ所とほとんどありません。設置数が非常に偏っているので、今後の課題として豊中の北部にも、南部・南西部と同じように子どもの居場所をぜひ作っていただきたいです。

○委員

まず、資料1-2について待機児対策で、低年齢の子どもたちの居場所については、以前からお願いをしていたところですが、実感として市民の方がそのような希望を持ち、困っている所以对応を進めていただきたいと思います。また、2ページの下から6、7行目あたりに「以前市役所に問い合わせたところ、「ない」という回答だったので、誘致などいろいろな方法を考えていただけませんか」という意見があり、市の考え方では丁寧に説明されていると思いますが、やはり印象に残ることは、駄目な理由だけになると思います。難しいところですが、どれだけ丁寧に説明をするかというところが、今後様々な場面で課題になるのではないかと考えました。

次に、小中学生、高校生へのヒアリングについてです。以前からヒアリングを続け、様々なやり方で参加いただける人たちを募っていただいています。今年度は多様な部局の方が、ヒアリングに行かれたということは素晴らしいことだと思います。縦割りではなく、横のいろいろな部署が連携して取り組んでいただき、中学校などでも地域によって意見収集を行おうとの取り組みは、子どもたちの人権や子どもたちの意見を生かそうという豊中市の姿勢があらわれているところだと感謝申し上げます。まとめのところで全ての意見が集約されて載っていますが、せっかく地域に分けたので、地域ごとの特色や小学生と高校生では、ヒアリングの仕方も違いますので、まとめて書かれる部分と、小学生なりの回答や、高校生なりの回答で特徴が出たところがあったのではないかと思いますので、その内容についてお聞かせください。

○会長

資料の1-4について、以前子どもがせっかく意見を言った時には、自分たちの声が活かされているであったり、ちゃんと聞いてくれているということがわかるような表現の方が良いのではないという意見があったかと思いますが、今回は大変配慮されていて、自分たちが言ったことを聞いてくれていると感じられるような文章に変わってきて良いと思いました。

○事務局

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、こちらの会場には事務局として、こども未来部の職員が出席していますが、その他の部局の連絡会議委員については、オンライン、zoomで参加しています。

本日都合により参加できない担当課への質問などがありました場合は、後日書面での回答となりますことをご了承ください。

○事務局

まず、ご質問いただいた資料1-4の小学生向けのアンケートについて、今回放課後こどもクラブにお伺いしましたが、お話できる大人はいますかという質問に関して、誰もいないという回答は特にありませんでした。

続いて、2点目の市有施設のスペースについて、ホームページは去年の夏頃から順次準

備を進めており、他部局にご協力いただきながら、取りまとめを行っているところです。

現時点では、北部についての掲載が少ないですが、千里方面にはコラボやその他の施設もあり、すでに「コラボ DE スタディ」という自習スペースがありますが、まだ掲載できていない状況となっています。引き続き市有施設の所管課に声掛けしながら、この取り組みを広げていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

続きまして、ご意見のありました、子どもヒアリングについて、地域や年代別の何か特徴などがあるかについて、中学生は生徒会で、これから受験を控えている生徒さんにお話を聞く機会が多いので、進路のことなどを、少し年上のお姉さん、お兄さんに聞きたいというようなご意見がありました。また、高校生になると、世界が少し広がり、SNSの活用などについて、ヒアリングの時に話が盛り上がったと感じています。地域ごとの特徴については、端的な言葉で言うのが難しいところです。

また、会長から、今回のレイアウトの中で工夫した点の感想をいただきありがとうございます。今後もこのような形で発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○事務局

ご意見いただいた資料 1-2 の寺内地域の市民の方からのご意見について、寺内地域における保育所の定員の確保については記載をしている通りで、今後、保育の定員確保については、施設整備に限らず多様な方策で取り組んでいくものと考えています。

ご指摘いただいた、市役所に問い合わせをいただいた時の対応ですが、丁寧に説明をしていくことは、市役所として徹底していくべきところだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。追加または事務局からの回答を得た上で、何か気になるところがございましたらご質問いかがですか。

○委員

資料 1-4 に、二次元コードの記載などがあれば、他の高校生の意見も見ることができ、将来のことや好きなことの発見になるようなものなど、時間がある学生のうちに何かしたいという、具体的なアイデアまたそこにアクセスできるような工夫があれば、これをきっかけに発信する子供たちが増えるようなことに繋がるのではないかと思います。

○委員

先ほどの寺内地区の話ですが、豊中市の中で寺内地域というのは、昔から土地がなく、保育施設がなかなかできません。反面、この意見のように子どもたちは減っているとしても、やはり子どもたちが通う場所がありません。市の考え方の回答のところ、近隣の小学校の校区において施設を決定し開園に向けて進んでいるということですが、これは寺内地区の方にとっては、遠く感じられます。根本的に市の考え方が、今のニーズに対して応えていないというのが、私たち事業者の思いです。

○委員

資料 1-2 について、4 月から第二子以降は 0~2 歳の子どもの保育料を無料にすると

ということで、これに関する予算は単年度で約 4 億 6000 万円と聞いています。

かたやゼロ価格効果という言葉が、東大の論文で出ていました。無償とすることが、逆に保育需要の掘り起こしになってしまうのではないのでしょうか。価格をつけた方が使いすぎないという面があり、無償化政策も悪くはありませんが、改めて効果測定のエビデンスが出た中で、少し立ちどまって考えるべき時かと思います。

また、小中学生・高校生に対して色々のご意見、アンケートをとっていただいたのはありがたいと思っています。ただ、小学校入学前の満 6 歳になった年長の子どもたちも意見を表明する力を持っていますので、今後このようなアンケート取るときは、ぜひその幼児期の子どもたちも、そのテーブルに乗せてあげてほしいです。幼稚園の子ども、保育園の子どもに意見聞いても無理だという概念が、まず最初にあるのではないかと最近感じていますので、一步踏み込んで彼らからも子どもの意見表明ということで、聞いて欲しいです。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、ご意見について、なかなか 1 枚にまとめきれないところを二次元コードなどを使っては、という見せ方の工夫に関するアドバイスをいただきましたので、参考に進めていきます。

次に、北小学校入る前の子どもたちの意見表明の機会についてですが、確かに現時点ではそういった機会はないかと思います。またその際にはご協力いただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

寺内地域の保育施設の件について、今年度だけではなく、少し前から寺内地区は保育施設が不足をしているのではないかというお声はいただいているところです。

資料にも記載のとおり、令和 3 年度に一つの小学校区だけではなく、いくつかの小学校区を含んだ場所で公募をした結果、違う場所となりました。現時点で今後新規の施設整備を行うという予定はありませんが、今後施設整備を行う場合には、これまでの経過を含めて、どういった場所にどういった規模の施設を確保していくのかということは検討の材料にしたいと思っています。

○事務局

最後に無償化に関わる費用について、無償にすることが効果的なのかというご意見ですが、こちらのご意見は今後の参考にさせていただきたいと思います。

○会長

他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

資料 1-3 の資料の 3 ページの質問 4 で、将来子どもを持つか持たないかという質問に対して、今の現実を言っているようで辛いなあと思いました。個人的に親学習をやらせてもらっていますが、まず初めはこういう思いかもしれませんが、親学習を通じてどんどん変わっていきます。やはり子どもに対する愛情とか、子どもが必要だということで、豊中

の高校生もまだ捨てたものではないと思います。親学習をもう少し広げていけば、子どもたちの保護者も含めて、気持ちが変わっていき、将来豊中も明るくなっていくのではないかと考えています。

○委員

アンケートの件について、子どもの声を聞くアンケート実施できたということ自体はどんどん続けていただければと思っています。他に、こういう声を拾った方がいいのではないかというのは、学校に通えていない18歳未満の子どもたちの声で、本当に救うべきニーズの子どもたちの層だと思っています。庄内地区では小中一貫校とサポートチームが学校に入ってくるということで、ボランティア団体や子ども食堂されている方のお話を聞くと、「学校中心と言っているが、学校に行くことができていない子たちを私たちは困らせていて、その子の声が一番」との声がありました。書類が出せないなどの理由から学校に通えない子もいて、そのような子どもたちや、義務教育のセーフティネットを外れてしまう高校生といったもっと目が届きにくい子どもの声をどこで拾うかとなると、ボランティア団体や子ども食堂などで拾っていかないといけないのかなと思います。ぜひ、次のステップとして、こういった層の意見を拾うということも豊中市としてやっていただきたいです。

○事務局

ありがとうございます。引き続きご協力どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見ありがとうございます。令和7年度からの第三期計画の策定に向けて、次年度、ニーズ調査の一環としましてアンケート調査を実施しますが、広く大人、子ども含めたヒアリング調査も実施する予定をしています。本日、幅広く意見を聴くという意味でご意見をいただきましたので、ヒアリング調査の際の参考とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。それでは、次の案件に進みたいと思います。案件2の第三期障害者福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

<案件2 説明>

○会長

ありがとうございます。

一つ確認をしたいことがあり、資料2-1の冊子では、調査6として受給者証のお子さんとありますが、もう一つ18歳未満の障害のある市民というところがあり、その違いが少しわかりにくいと思いますので、先にご説明いただけますか。

○事務局

はい。調査票の3番の18歳未満の障害のある市民につきましては、身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害手帳を持っているお子さんの保護者に対してアンケート調査を実施しています。調査6につきましては、障害者手帳を持っていない、受給者証を持ってい

るお子様に対してのアンケート調査となります。

○会長

分かりました。ありがとうございます。それでは、皆さんから気になる点などいかがでしょうか。

○委員

5点ほど、気になる点があります。

1つ目は、調査票が添付されていないということです。実際にどのような調査票で調査をされたのかわかりません。こういったアンケートの調査報告書は通常巻末に調査票がつくものですので、入れていただきたかったです。

2つ目は、前回の調査との比較について、数パーセント多い、少ないという表現がありますが、それが統計的にみた時に、誤差の範囲なのか或いは有意な差なのかがわかりません。経年変化の際には統計的検定をやっていただきたいと思います。

3つ目は、4 ページのところそれぞれ%の掲載がありますが、質問項目によっては、本人の回答と、家族の回答が違ってくる場合がありますかと思えます。一部分は、本人の回答と家族の回答を分けて分析をされていますが、ほとんどの場合が、本人の回答と家族の回答をまぜた形で集計がされています。それは必ずしも障害のある当事者の回答であるのかわかりません。本人が2.6%、家族が95.9%というような項目もありますが、多くの場合は、本人と家族が同じ扱いで回答されており、障害のある当事者の方の意思をきちんと尊重するという意味で、本人と家族と分けた分析が必要だと思えます。

4つ目は、基本的な属性について、性別・年齢別を聞いていますが、性別の違いによる分析結果が全くありません。以前、障害のある女性の団体の方々と話をさせていただいたことがあります。障害者福祉とか障害者の人権というときに、性別での検討が全くなされないそうです。でも例えばニーズや、様々な困難、人権侵害などは、性別によって傾向が違うことは十分ありうると思えます。その性別の違いを全く分析されていないというのは、障害者福祉における女性差別ではないかと思えます。この報告書がもしこのまま豊中市のホームページにアップされるとすれば、豊中市は障害者の性差別をするのかということになりかねず、非常に問題なことだと考えます。

5つ目は、18歳未満の方には、将来結婚したり子どもをもったりしたいかどうかという希望が問われていますが、18歳以上の方にはその希望が問われていません。家族を持つ、結婚する、それから子供を持つかということは、もう障害のある人は無理だから、これは聞かなくていいだろうということだったのでしょいか。私はそれを問うてないこと自体に非常に疑問を抱きました。せっかく障害者福祉の施策、福祉計画策定のために調査されているので、このデータだけでさらに再分析をすれば、今問題提起しました、性別に関する分析は少なくともできると思えます。ただ、18歳以上の障害のある方を対象に、将来の自分のニーズとして、結婚することなどの質問項目さえ設けていなかったとすれば、それは非常に差別的なアンケート調査であったと言わざるをえないと思っています。その点についていかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。経年変化は重要と思っています。今後このアンケート調査をもとに、次年度4月以降の上半期において、調査結果を分析し、それを障害児福祉計

画の中に反映していきます。その中で、何らかの形で計画の中でお示しできると思います
が、ただ、このアンケート調査結果の中では、お示しできていませんでした。

4 ページの回答者の属性は、前回調査でもそうでしたが、18 歳未満の方は、95%程度
がご家族の方が回答されているという状況です。確かに子ども本人の意見とその保護者
の考え方を分けるということも大事なのかもしれません、今回はまとめさせていただ
いています。

性別については、アンケート調査で記入するところを設けておりますので、分析の中で、
クロス集計等を行い、改めてお示しさせていただきたいと思っています。

18 歳以上の結婚等々の質問につきましては、障害者の計画になりますので、考え方と
いうのは児童福祉の分野でお答えできかねます。

○会長

ありがとうございます。

今回ご指摘の点は調査票が後ろについていれば、ほとんどなくて済む質問かと思いま
す。やはり調査票があることでかなり理解が進むと思いますので私も付けていただきた
いなというふうに思います。その他いかがでしょうか。

○委員

このアンケート調査に関しては、ところどころ小学校入学前、小学校入学後、という項
目があります。小学校入学前のお子さんと小学校入学後のお子さんとは、考える幅が違
ってくると考えて振り分けているのかなと思いましたが、では、なぜ中学生はないのでし
ょうか。ここには載っていませんが、中学生にあがると不登校率が 3 倍に跳ね上がると
いうことがわかっています。中学校になれば、小学校よりも、発達障害児に対する支援の
枠は非常に狭まってしまいます。いかに小学校の支援が手厚かったとしても、中学校の支
援ではなかなか何もしてもらえなくて、点数評価であるという課題がある中で、小学校入
学後というふうに分けるのは、どうなのだろうと疑問に思います。その先の将来を考えて
義務教育を基準に考えるのであれば、年齢で括るのも大事ですが、これから自分で人生の
選択をして、受験をしなければならぬ中学生の意見は、非常に大事なのではないでしょ
うか。その中学生の中で、学校に行けない子の選択肢として、どんなふうになればもっと
学校は開けたのだろう、受け皿はどこなのだろうということすら、ここの中には書いてい
ません。助けられる子に向けて質問がされていないなというのが非常に残念でした。

また、アンケート調査の中にもあったこととクロスして考えると、早期の気づき、丁寧
な支援の充実という中で、学校と支援事業所等の連携が 67.1%に上がっているという話
で、発達の課題に対する教員の理解が 77.4%と、これでは足りていないのではというお
話だったのですが、学校の先生はおそらく手一杯だと思います。先生方は忙しく、そうい
う子どもたちに対して特別な支援をさらに細かくやってくれと言うと、先生方への負担
が大きく、これ以上はおそらく無理だろうと思います。文科省から降りてくる「これをこ
の 2 学年のうちにやってください」という項目も非常に増えていると思いますし、その
中でこれをやるのは無理だという思いがありながらも、保護者にはそれがわかりません。
さらに、通所支援事業所は、相談はできますが、相談員の方がプロフェッショナルなのか
といえばそうでもありません。非常に入れ替わりが激しく、苛酷な現場だからです。その
中で、お母さんたちは手探りで、この人だったら専門的な知識があるのではないかと相談
しても、半年経てばこの人はいないかもしれず、継続的な相談ができません。それは、こ

の子たちの経過が縦断的に見ていられないということで、これは豊中市がめざしている、切れ目のない支援というものはかけ離れてしまっていると考えます。

学校と通所施設の間で話したとしても、見ている角度が全然違うはずで、子どもの見えるものというのは、子どもの社会性によって変わってきます。家の姿、通所施設の姿、学校での姿が違う中で、ここのところをどのようにすり合わせるかを保護者に投げかけることが必要です。親が入ってきて初めて、三角形の連携ができるのかとも思いますが、保護者の丸任せ的な面が見えてきてしまっていることも気がかりです。例えば発達支援センターの先生方に相談されるのと、通所支援事業所の方に相談されるのでは専門性が全く違う、ということがわかっているのか、こちらからは判断が付きません。資料の中にありましたが、相談する先があるかということと、相談の仕方がわかるかということは別で、ここも非常に大事なことです。相談したくても、きちんと特性が把握できないから、うまく表現ができないという人に対しては、第三者機関が介入して、補足説明をすることが必要になってくると思います。市役所の窓口にお母さんがいきなり行ってこんなことで困っていますと言っても通じずに帰ってくるという事例が非常に多くあります。そうになると、相談したのに追い返された、もしくは受け入れてもらえなかったから、次の相談に繋がっていかないという恐れが強まります。相談慣れした人の手を借りて、相談ごとをまとめて、本当の苦しさを伝えられる第三者機関の必要性を考えると、それを育てるための準備というのを聞いたことがないかと思います。そのような第三者機関が欲しいですかという質問も、このアンケートの中にはなく、どうすれば助かり、手が打てるのかはこのアンケートの中だけでは答えが出ないのではないかと思います。

○委員

この障害児福祉計画の対象は、支援を要するすべての子どもなのか、それとも、通所支援受給者証を持つ子どもなのかを教えてください。

○事務局

計画の対象は、障害があり発達に課題のある 18 歳未満の児童が対象となっています。

○委員

認定こども園や幼稚園、保育所の立場で言いますと、うちにも支援児がいますが、ほとんどが受給者証を持っていません。小中学校で支援学級に所属する子達もほとんど持っていないと思いますし、軽度と言われるような子どもたちが、この受給者証を持っている子はほとんどいないのではないのでしょうか。

今後、もしこのアンケートのすべての子どもを対象として実施した場合、支援学級に在籍する子や、豊中市の幼稚園、保育所、認定こども園で基本的に支援を要する子であれば、市が観察し、認可がおりた方に対して支援するという感じになるかと思います。限定してしまうと、特化してしまうのではないかと思いますので、アンケート調査の対象者はもう少し広く選んだ方がいいのではないかと思います。

○会長

確かに、受給者証などを持たずに気になるお子さんを抱えて悩んでいる保護者もいるということは結構ありますので、幅広くというのは大事な意見だと思いました。

○事務局

就学前と就学後の考え方については、障害児福祉計画は、障害児支援と障害児支援の提供体制の確保、サービス料を定める内容で構成しています。就学前のお子様は児童発達支援、就学後は放課後等デイサービスとなり、大きくこの二つに分けてサービス見込み量の考え方をとりまとめるため、アンケートも同様に分けているという経過があります。

切れ目のない支援に関するご意見については、学校にも理解を深めていただくため、支援者研修会を開催しています。当初は、こども園や幼稚園などの支援者を対象としていましたが、令和 2 年度から学校教員も対象とし、先生にも研修会に参加いただけるようにしています。また、学校と事業所の連携を進めるため、現在受給者証について、デジタルツールを活用し、学校・事業所・保護者が共有できるような仕組みづくりを進めています。

対象者を広げることは、次期計画策定の際の参考とさせていただきます。

受給者証の発行状況は 5 年前の平成 30 年度から令和 5 年度までの傾向として倍増しており、平成 30 年度で約 1100 件の発行数が、令和 5 年度には 2200 件を超える発行状況となっています。

○事務局

教育機関や各施設と通所支援事業所の連携の件と、相談の仕方、相談窓口の件についてお答えいたします。

教育機関や就学前施設関連含めて、通所支援事業所との連携の中で、種々のご意見を日々いただいているところですが、その中で、一方的な発信になっている事業者もあるというご意見をいただいています。令和 6 年施行の改正児童福祉法の中で、児童発達支援センターも通所支援事業所にしっかりとした後方支援をするようにという内容も含まれていますので、皆様方の施設からいろいろご意見いただきながら、様々なコーディネートをしていくことができると考えています。

もう 1 点、児童福祉法の改正に関して、地域の発達支援への入口としての相談機能とを、しっかり作っていくようにとの内容があります。当施設については平成 31 年 4 月に開設し、相談窓口として種々の活動をしています。身近な地域で気軽に相談できる場所がないということ、特に児童発達支援センターに相談に行くということをためらう方も多くいるという現状はしっかり把握しています。来年度中に、市の方向性等をしっかり示して、改正児童福祉法の改正にあわせ、新たな事業を打ち立てていきたいと考えています。その点を、今回の分析を含めて、少しご意見を述べさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○会長

次の案件に移らせていただきたいと思います。案件 3 の育みセンターの設置について事務局からご説明お願いたします。

○事務局

<案件 3 説明>

○会長

全国的な動きとして、児童福祉法の大きな改正があり、多くの自治体が動いている中、こども家庭センターの設置は令和 6 年の 4 月なのですが、豊中市においては先駆けて 1

年早く作るということが特徴です。また、もう一点、児童生徒課という教育部門が組み込まれているというのも全国的にはまだ珍しいと思いますので、補足させていただきます。

○委員

障害の有無にかかわらず、はぐくみセンターに行けば、コンシェルジュのような方がいて、サポートプランを作成し、それぞれを繋ぎながらも、お母さんが色々と走り回ることなく、相談していけるということを、子どもがいる間はできますという意味で理解したのですが、それは求めすぎでしょうか。

サポートプランというと、ファイナンシャルプランナーがやってくれるような、コンシェルジュをちょっと思い浮かべましたので、それを思い浮かべた場合、非常に楽になると思ったものの、そうでなかった時のお母さんの失望は大きいので確認しておきたいです。

○事務局

ありがとうございます。イメージとしてはそういった形になっており、どこに入った相談も一体的に受け付けて、必要な方にはサポートプランを一緒に考えて渡していくという内容になっています。どこから入った相談もそういった形で支援につなげていきたいと考えています。

○委員

三地区制と書いてあり、北部、中部、南部のことだということはわかりますが、センター自体はどこにありますか。

○事務局

中部の拠点として、すこやかプラザで保健センターや子育て支援センターの運営をしています。北部にはコラボ内に千里保健センター、南部には庄内コラボセンター内に庄内保健センターやほっぺ南部分室等もできています。職員は課によって中部に集まっていたり、点在していますが、三地区制は市の内部の運営体制として地域に密着してやっているとところをお示ししています。はぐくみセンター自体は、中部のすこやかプラザが拠点となりつつ、各地域のセンターや、児童発達支援センターなど、それぞれ強みや専門性を持ち、どこからでも入った相談を一体的につなげていくというスタイルになっています。場所としては、すこやかプラザ、北部、南部のセンター、児童発達支援センターとなります。

○委員

資料1 ページのポイント1の、妊娠前の相談、母子健康手帳お渡し時の全数面接についてです。例えば、10代の未婚の女性で、予期せぬ妊娠がわかった時、おそらくすぐに母子手帳を受けようとはなかなかせず、つながりにくいかと思います。その場合、はぐくみセンターで相談ができるのでしょうか。もっと言いますと、性被害を受けた結果、妊娠した場合でも、はぐくみセンターが窓口となるのでしょうか。そのような特殊な場合の、人権の視点が連携でも抜けているように感じました。人権政策や男女共同参画ともきちんと繋がり、年齢関係なく性被害の防止や万が一、性被害が起きたときのサポート、救済が組み込まれていないと、そういう女性たちがどこに行けばいいかわからなくなってしまふと思います。そういう意味で切れめない、誰か置き去りにしない、というような支援のあり方をぜひ、きちんと整理していただきたいと思います。

○委員

この資料やご説明をしていただいで大変心強いと思う反面、心配にも思う面もあります。すべての相談を必ず伝えていくというのは、本来はそうあって欲しいと思いますが、例えば今日の議題の最初にありました、保育所入れなくて困っています、というのが一つの相談となった時に、どう対応するのだろうかと懸念しています。豊中市が全国に先駆けて始めていただけるというのは大変心強く、市民としても喜んでいきます。

次に、専門職による合同会議について、どのような方々がメンバーになるのでしょうか。

先ほど会長からの補足説明でも、はぐくみセンターの中に児童生徒課が加わっていることはとても珍しく期待できるとありました。就学前で終わるのではなくて、小学校就学以降にも繋いでいけることは、本当に安心です。小学校の校長先生がどのような意識を持っているかや、そこで関わる教員の先生方の関わり方に影響するというようなことが様々な場所で言われています。児童生徒課を通して、例えば教育委員会や各小学校の校長会との連携など、就学前のこども園、保育所、幼稚園に関わっておられる先生方と、どのようにこの専門職の合同会議が進むようになっていくのかをお聞かせください。

○事務局

予期せぬ妊娠や性被害については、母子保健課で現在も相談を受けています。保健師、助産師が在籍しており、専門的なご相談や婦人科の医療機関との調整を含め、大阪の場合は性暴力救済支援センターの SACHICO などと連携しながら対応を行っています。妊娠届の際に DV 受けているということがわかることもありますので、引き続き性被害がないか、DV の状態にないかという観点をしっかりと持ちながら、関わっていきたいと考えています。

○事務局

ご意見について、アンケート結果も真摯に受けとめさせていただきながら、学校の体制の充実も考えさせていただきます。

こども・教育総合相談窓口については、こども未来部はぐくみセンターと児童生徒課の併任辞令ということで、子どもの相談も、保育の相談も本来業務として受ける形になっています。

まず学校では、先生方が子どもの様子をよく見えています。また、小学校には全校 S S W を配置し、中学校の方は全校 S C を配置し、別の専門家などを入れて、学校の朝礼等で子どもの様子、昨日と今日と違う様子など、早期にキャッチをしています。少し気になる子どもについては、学校でケース会議や校内会議を開き、そこで上がったケースをこの相談窓口の方に持ってきていただき、その窓口から臨床心理士や弁護士、精神保健福祉士など、その専門家を厚く用意をしていますので、入ってきた相談について管理をさせていただきます。急ぎ対応しなければならない案件や、ゆっくり支援を組み立てて対応していく案件、場合によっては NPO に支援をお願いするようなケースもあるかと思いますが、相談を受けつけて支援につなげるまでのプランやスケジュールの方もしています。対応の難しさについては、ご意見をいただきながら勉強させていただきました。相談の仕方がわからないという部分について、どのような形で、わかりやすく表現をしていくかは、普段の広報活動によるかと思いますが、例えば性被害を受けて小学校・中学校で子どもの様子が少しおかしいということがあれば、学校の先生がキャッチをし、こちらの相談窓口へ情報が入ってきます。慎重に対応していく必要がありますので、場合によっては保護者を交

えながら会議を開いて、警察の方へ届けていただくような面談をするなど、様々なケースやパターンがあり難しいことが多くあるかと思います。なかなか望むような結果や運びにはならないとは思いますが、こちらのお話をさせていただきながら、保護者や学校のお声、子どもたちの様々な場面での様子の違いなども情報としてしっかりキャッチをし、その中で情報分析しながら、支援のプランを立てていくというようなことを考えています。

○事務局

合同会議については、社会福祉職や保健師などのコアメンバーがおり、先ほど説明があったようなこども・教育総合相談窓口の職員を中心に基本的な運営をします。ただし、ケースバイケースですのでケースに応じて、学校や園と個別のケース会議をしたり事前に協議をしたりするなど、仕組みについても校長会や園長会を活用して協議を重ねていきたいと考えていますので、今まで以上に連携を深めていくことができれば考えています。

○委員

児童生徒課ははぐくみセンターの仕組みの中に入ったということは、喜ばしいですが、校長先生のカラーによって取り上げ方は違うと思いますので、豊中市全域にこういうことをしよう、こういうふうな支援体制を整えてはぐくみセンターを構築していこうという時には、みんなが同じような気持ち、思いを共有することが一番大切だと思います。

幼保小は幼保小の連絡会が今もあります。文科省からこの幼保小の繋がりの方がまた出てきています。この体制を以前から幼保小でやってきても、上手く伝わらない部分があるので、是非ともはぐくみセンターの支援体制構築にこの児童生徒課、学校の方が、共通認識のもとでやっていただけたらありがたいと思います。

○委員

はぐくみセンターの始動に関して、コンシェルジュのような感じでしょうかとお話がありましたが、私の中でコンシェルジュというのは、非常にスピーディーなイメージがあります。ただ、ここに上がってくる案件は、そんなに簡単に片がつくような件数ではないはずで、合同会議などをするうちに、時間はどんどん経っていくはずで。

例えば私は、発達障害児の親で、あちこちに行って、様々な意見を聞いて、まとめて学校に持っていくという手間のかかることをしていますが、これをしてくれたら非常にありがたく助かりますが、その過程において、今どこまで進んでいるのかというのが見えなくなってしまう可能性もあります。

例えば介護ヘルパーの派遣で受給者証を受け取る際に、窓口の方が業務を見逃してしまっていて、なかなか受給者証が届かないというケースもあります。そういうことを考えた時に、一人一人の子どもの成長の時間は絶対に止められず、問題は刻々と変わっていきますので、進捗の連絡も含め保護者が安心して相談できるようなシステムというのを構築していただきたいなと思います。

○委員

様々な支援を必要とする子が出てきて、それに対応する支援プランが出てくるのだと思いますが、その子は同じ学校のクラスに入るのでしょうか。または特別にピックアップして、その支援に準ずるところに入るのでしょうか。その子がもしクラスに入るなら担任の先生にかかる負担が大きく違ってくるかと思うのですが。

○事務局

様々な視点からご意見をいただき、ありがとうございます。市としましては、学校と連携を深めていきたいと考えています。また、子育て支援センターには利用者支援コーディネーターがおり、一時預かりや保育所の案内など、利用者目線にたって様々なサービスを案内できる職員もいますので、宣伝していきたいと考えています。

サポートプランについては、障害のあるお子さんだけではなく、ご家庭で家事支援が必要だとか、ちょっと子どもの預かりが欲しいなとかそういった場合に、そのご家庭に近い場所はここだから週に二回使えるかなといった具体的なプランを保護者と一緒に考えていくといったイメージで作っていくところになります。学校は学校の中で支援教育をしていきますので、この場面では使うものでそこで使うプランとは異なるものとなります。

○会長

ありがとうございます。それでは、案件4のその他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

<案件4 説明>

○会長

ありがとうございました。その他の案件につきましては、ご意見がありましたら意見書にお書きください。

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —